

こちら消防

119

「火災警報」って何だろう？

消防本部 (☎ 83-0119)

みなさんは「火災警報」をご存じですか？実はこの「火災警報」は、火災から住民のみなさんを守るために発令されるものです。

空気が乾燥している、風が強いなどの気象状況では、火災が起こりやすく、また、延焼して大火事になりやすいことから、「乾燥注意報」よりさらに注意を要する「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用を制限します。

これは、万一火災が発生した場合、火の回りが速く消火が困難になり、貴重な財産や人命が失われることを防ぐのが目的です。警報発令の際には、火の使用制限についてご理解をお願いします。



「火災警報」が発令された場合、次のように火の使用が制限されます。

- ▶山林、原野などにおいて火入れをしないこと
- ▶屋外において火遊びまたはたき火をしないこと
- ▶屋外において引火性または爆発性の物品、その他可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ▶煙火（花火）を消費しないこと
- ▶残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉を始末すること
- ▶屋内において裸火を使用するときは、窓、出入り口などを閉じて行うこと

【お知らせ】

山陽地区では、火災発生時の消防団招集のために「サイレンの吹鳴」を行っていましたが、合併後は、招集方法を変更したため吹鳴しておりません。ご理解をお願いします。

消費生活相談

地上デジタル放送への移行に便乗した架空請求に注意！

【相談】

アナログ周波数変更対策のハガキが届いていたが、事業者が来て、アンテナ・ブースター（増幅器）の工事をして帰った。後で何か請求されることはないか。



総務省が行っているアナログ周波数の変更工事であり、不審なものではないことや、一般家庭の場合にはチャンネル設定等に必要費用は無料であることを伝えた。

ワンポイント講座

対策工事に伴う費用は国が負担

地上デジタル放送への移行（山口県は今年10月に放送開始予定）に伴い、現在のアナログテレビ周波数を整理するため、一部の地域では、テレビ等のチャンネルの再設定、アンテナやブースターの調整・取替をする必要があります。この再設定に必要な経費は国が負担するので、一般家庭に請求することはありません。また、対策工事を行う事業者は、「受信対策センター」の職員証と腕章を着用していますので、自宅に事業者が訪問してきた場合には、その有無を確認しましょう。

アナログ放送終了後もお手持ちのテレビは使用可能

現行の地上アナログ放送は、2011年7月24日に放送終了となる予定ですが、現在使用しているテレビは地上デジタル用チューナーを設置することで、この日以降も引き続き使用することができます。『今使っているテレビは買い換えないと使用できなくなる』などと言う事業者には注意が必要です。今後も地上デジタル放送への移行に便乗した悪質な架空請求や訪問販売等が懸念されています。不審な点があれば、消費生活センターや市消費生活相談窓口にご相談しましょう。

■問い合わせ先

商工労働課内消費生活相談窓口 (☎ 82-1150)
山陽総合事務所地域行政課内消費生活相談窓口 (☎ 71-1602)

広告